

# 奈良佐保短期大学学則

制 定:昭和40年 4月 1日

最近改正:令和 3年 4月 1日

## 第1章 目的及び使命

第1条 奈良佐保短期大学（以下「本学」という。）は、学校教育法に則り、専門の學術技芸を教授、研究し、情操を陶冶して、教養識見高く社会の進展に貢献する有能な人材を育成することを目的及び使命とする。

2 本学は、奈良県奈良市鹿野園町806番地に置く。

第1条の2 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び教育研究機関としての社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）を行うものとする。

2 本学は、前項の結果について公表する。

3 自己点検・評価に関し、必要な事項は、別に定める。

第1条の3 第2条に規定する生活未来科は、健全で豊かな生活を支える専門的な知識・技術を身に付け、社会に貢献できる幅広い視野と教養を備えた人材を養成することを教育目標とする。

2 第2条に規定する地域こども学科は、自ら情操と教養を育み、こどもへの深い理解をもって家族や地域における子育て支援を行い、地域社会に貢献できる保育者を養成することを教育目標とする。

## 第2章 学科、学生定員及び修業年限

第2条 本学に、次の学科をおき、学生定員を次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
生活未来科	80	160
地域こども学科	100	200

第2条の2 地域こども学科にこども保育コースとこども教育コースをおく。

第3条 本学の修業年限は2年とする。ただし、4年を越えて在学することはできない。

## 第3章 授業科目及び単位

第4条 本学において開設する基礎教養科目、専門教育科目及びその単位数は別表Iのとおりとする。

## 第4章 学年、学期及び休業日

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6条 学年を分けて次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

第7条 休業日は、次のとおりとする。

土曜日及び日曜日

国民の祝日に関する法律に規定する休日

本学創立記念日 5月4日

夏季休業 8月1日から9月30日まで

冬季休業 12月24日から翌年1月7日まで

学年末休業 3月25日から3月31日まで

第8条 前条の休業日は、学長が教授会の議を経て変更することがある。

## 第5章 入学・転学・休学・退学・除籍

第9条 入学は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、学長は教授会の議を経て後期入学を認めることができる。

3 前項により入学した者については、第5条の規定にかかわらず、後期から次年度前期にわたる1年を以て1学年とみなす。

4 前2項の適用を受ける学生については、第21条の規定にかかわらず、入学年次後期に初回の履修登録をするものとする。

5 第2項の規定は、第28条に定める免許状、資格を取得しようとする者については適用しない。

第10条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ、本学の入学試験に合格した者とする。

一 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者

二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）

三 学校教育法施行規則第150条の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

第11条 入学志願者は、所定の期日までに、入学願書に所定の書類を添えて提出しなければならない。

第12条 入学を許可された者は、本学の定める様式によって宣誓し、かつ、本学所定の入学に関する書類を提出するとともに、所定の納付金を納めなければならない。

第12条の2 学校教育法に定める他の大学に正規学生として在籍する者は、同時に本学に正規学生として入学できない。

2 本学に正規学生として在籍する者は、学校教育法に定める他の大学の正規学生として在籍できない。

3 前2項の規定にかかわらず、教育上必要であると認めた場合で、それぞれの大学の学修条件等に支障がなければ、二重学籍を許可する場合がある。

第13条 本学に転学を希望する者があるときは、学長は教授会の議を経て、入学を許可することができる。

第14条 正当な理由により本学を中途退学し、再び同一学科に入学を願い出た者については、学長は教授会の議を経て、入学を許可することができる。

2 再入学に関する規程は、別に定める。

第15条 本学より他の大学に転学又は入学しようとする者は、理由を付して学長に願い出て、その許可を得なければならない。

第15条の2 転科を希望する者は所定の手続きにより、学長に願い出なければならない。

2 転科に関する規程は、別に定める。

第16条 病気その他の理由により2カ月以上修学を中止しようとする者は、医師の診断書または詳細な理由を述べた文書を添えて学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 休学期間内でもその理由のなくなった場合は、学長の許可を得て復学することができる。

3 休学は1年以上にわたることはできない。ただし、特別の理由があるときは、引き続き休学を許可することがあるが、通算して2年を越えることはできない。

4 休学期間は、在学期間に算入されない。

第17条 退学しようとするときは、理由を詳記して学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

第18条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

一 第3条に定める在学期間を越える者

二 第16条に定める休学期間を越えても、なお修学できない者

三 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

四 無届けで6カ月以上欠席した者

五 休学期間の終了前までに、復学、退学あるいは休学延長の手続きを取らない者

第18条の2 前条第三号の規定に基づき除籍された者が、再び学業を続けることを希望した場合には、学長は教授会の議を経て復籍させることができる。

2 復籍に関する規程は別に定める。

## 第6章 履修方法及び課程修了の認定

第19条 全課程を2カ年に分けて履修させる。1学年は前期・後期の2期に分ける。

2 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

3 履修に関する規程は別に定める。

第20条 本学は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程は、基礎教養科目及び専門教育科目に大別し、各授業科目を必修科目、選択科目に分け、これを各年次に配当して編成する。

3 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成するこ

とを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- 一 講義については15時間の授業をもって1単位とする。
  - 二 演習については30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については15時間の授業をもって1単位とする。
  - 三 実験、実習及び実技については45時間の授業をもって1単位とする。ただし別に定める授業科目については30又は40時間の授業をもって1単位とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、ゼミナールの授業科目については、その学修の成果を評価して単位を与えることができる。
- 5 講義、演習、実験、実習または実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の授業科目については、その組み合わせに応じ、第3項の規定に定める時間に準じて単位を算出する。
- 6 1年間に登録できる履修単位の上限は、50単位を超えないものとする。ただし、特段の事情がある場合は、この限りではない。

第21条 学生は、毎学年度始めに履修する授業科目を届け出なければならない。

第22条 授業科目履修の認定は、科目修了試験による。科目修了試験は、第4条に定める科目について学期末にこれを行う。成績評価は、A<sup>+</sup>、A、B、C、Dをもって表し、C以上を合格とし、Dを不合格とする。

第23条 成績評価及び単位認定は、別に定める履修規程による。

第24条 第13条、第14条第1項及び第18条の2第1項により入学した者のそれまでの在学期間、休学期間及び履修単位数については、転学、再入学及び復籍後の在学期間、休学期間及び単位数に算入することができる。

第25条 本学は、教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は大学との協議に基づき、学生が当該短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を越えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。また学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用するものとする。

2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。この場合において与えることができる単位数は、前項により修得したものとみなした単位数と合わせて30単位を越えないものとする。

3 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。また、学生が入学する前に行った前項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。この場合において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第1項(外国の短期大学又は大学に留学の場合を除く。)及び前項の本学で修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を越えないものとし、外国の短期大学又は大学への留学により本学において修得したも

のとみなす単位数と合わせるときは、45単位を越えないものとする。

4 既修得単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。

## 第7章 卒業及び免許状

第26条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、別表Ⅰに定める科目を履修して、62単位以上を取得しなければならない。

2 前項の卒業要件を満たした者が、第28条に定める免許・資格の取得を目的として卒業延期を願い出た場合、学長は、教授会の議を経てこれを許可することができる。

3 前項の卒業延期に関し必要な事項は、別に定める。

第27条 本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

第27条の2 前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

第28条 本学において所定の単位数を別に定める細則により修得した者は、次の免許状、資格を取得することができる。

生活未来科

介護福祉士資格

栄養士免許証

地域こども学科

小学校教諭二種免許状

幼稚園教諭二種免許状

保育士資格

2 教育職員免許状を得ようとする者は、学校教育法第9条の規定によるほか教育職員免許法及び同法施行規則に定める必要単位数を修得しなければならない。

3 生活未来科の学生で社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第一号の規定に基づく介護福祉士の資格を取得する者は、所定の単位数を別に定める細則により修得しなければならない。

4 生活未来科の学生で栄養士法第2条第1項第一号の規定に基づく栄養士免許証を得ようとする者は、学則第26条の規定によるほか栄養士法施行規則に規定する学科目を履修し、所定の単位数を別に定める細則により修得しなければならない。

5 地域こども学科の学生で児童福祉法第18条の6第一号の規定に基づく保育士資格を得ようとする者は、学則第26条の規定によるほか児童福祉法施行規則第6条の2の2第1項第三号に規定する学科目を履修し、所定の単位数を別に定める細則により修得しなければならない。

## 第8章 入学検定料・入学金・授業料

第29条 入学を志願する者は、別表Ⅱに定める入学検定料を納めなければならない。

2 学長は、教授会の議を経て、入学検定料を減免することができる。

第30条 入学を許可された者は、別表Ⅱに定める入学金を所定の期日までに納めなければならない。

第31条 授業料等納付金は、別表Ⅱに定める年額を次の2期に分けて納入する。

前期 4月1日から4月30日まで

後期 10月1日から10月31日まで

- 2 前項期日までに納入しない者は出席停止を命ずることがある。
- 3 第26条第2項の願い出が許可されたものの授業料等納付金については、別に定める。
- 4 第1項及び第32条の規定に関わらず、前項の授業料等納付金は、指定された期日までに一括して納入するものとし、分納及び延納を認めない。
- 5 第3項の授業料等納付金が期日までに納入されない場合は、卒業延期の許可を取り消し、当該期末日を以て卒業するものとする。

第32条 経済的理由により授業料等を定められた期日までに納付することが困難な者については、願い出により分納又は延納を許可することがある。

- 2 前項の願い出は、納入期限までに行わなければならない。

第33条 休学期間中は、授業料を徴収しない。ただし、各期の途中において復学する者の授業料は月割をもって徴収する。

第33条の2 休学又は退学等の学籍異動（ただし復学を除く。）を願い出る場合は、当該期の授業料等納付金を納入していなければならない。

第34条 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業成績、人物ともに優秀と認める場合は、奈良佐保短期大学奨学生として選考し、授業料等納付金の全部又は一部を免除することができる。

- 2 前項の奨学生に関する事項は、別に定める。
- 3 学長は、第1項のほか、特に必要と認めた者については、教授会の議を経て授業料等納付金の一部を免除することができる。
- 4 前項の免除に関する事項は、別に定める。

第35条 一旦納入した入学検定料、入学金及び授業料その他の納付金は原則として返還しない。

## 第9章 職員組織

第36条 本学に次の職員をおく。

学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他必要な職員。

- 2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- 3 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

## 第10章 教授会

第37条 本学に教授会及び正教授会を置く。

- 2 教授会は、学長及び専任の教授、准教授、講師をもって組織する。
- 3 正教授会は、学長及び専任の教授をもって組織する。

第38条 教授会は、定期に開催するほか、次の場合に学長がこれを招集、開催する。

- 一 学長が必要と認めたとき。

二 構成員の3分の2以上の要請があったとき。

第39条 教授会は、次の事項を審議する。

- 一 学長候補適任者の推薦及び学長候補者の諮問に関する事項
- 二 学則の制定及び改定に関する事項
- 三 学科課程に関する事項
- 四 学生の試験ならびに授業に関する事項
- 五 入学、卒業等学生の身分に関する事項
- 六 学生生活に関する事項
- 七 前六号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるもの。

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学科長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

第39条の2 正教授会は、次の場合に学長がこれを召集、開催する。

- 一 学長が必要と認めたとき。
- 二 構成員の3分の2以上の要請があったとき。

第39条の3 正教授会は、次の事項を審議する。

- 一 教員の人事に関する事項
- 二 本学名誉教授の選考に関する事項
- 三 教授会規則の改廃に関する事項
- 四 その他大学に関する極めて重要な事項

第40条 教授会及び正教授会の議長は、学長がこれに当り、学長に事故があるときは、予め学長が指名した教授が代行する。

第40条の2 教授会が必要と認めたときは、構成員以外の者の出席を得て見解を求めることができる。

第41条 学長は、教授会及び正教授会に関する規則として教授会規則を定める。

#### 第11章 長期履修学生

第41条の2 学生が職業を有している等の事情により、第3条に定める修業年限を越えて一定の期間（以下「長期履修期間」という。）にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、長期履修学生として認めることができる。

第41条の3 長期履修学生の授業料等納付金の額は別表Ⅱの2のとおりとする。

第41条の4 長期履修学生に関して必要な事項は別に定める。

#### 第12章 外国人留学生

第41条の5 日本国籍を有しない者で本学に入学することを願った者には、外国人留学生としてこれを許可することができる。

第41条の6 学長は、外国人留学生の授業料等納付金の額について、教授会の議を経てこれを減免することができる。

2 前項の減免については、別に定める。

第41条の7 外国人留学生に関して必要な事項は別に定める。

### 第13章 研究生・科目等履修生・特別聴講学生・聴講生

第42条 本学において専攻事項について研究しようと願い出た者には、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関して必要な事項は別に定める。

第43条 本学の授業科目の履修を願い出た者には、当該学科の授業に支障のない限りにおいて、選考の上科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生には、本学則第22条及び第23条の規定を準用して単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

第43条の2 他の短期大学又は大学との協議に基づき、当該短期大学又は大学に在学中で本学の授業科目の履修を願い出た者には、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生には、本学則第22条及び第23条の規定を準用して単位を与えることができる。

3 特別聴講学生に関して必要な事項は別に定める。

第43条の3 交換留学生に関して必要な事項は別に定める。

第44条 本学が指定する授業科目の聴講を願い出た者には、当該授業等に支障のない限りにおいて、聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生には、原則として単位を認定しない。

3 所定の時間数を出席した聴講生には、聴講修了証を与える。

4 聴講生に関して必要な事項は別に定める。

### 第14章 保健施設

第45条 本学に保健室をおく。

2 保健室に関する規程は、別にこれを定める。

### 第15章 図書館

第46条 本学に図書館をおく。

2 図書館に図書館長をおく。

3 図書館に関する規程は、別にこれを定める。

### 第16章 情報メディアセンター

第47条 本学に情報メディアセンターをおく。

2 情報メディアセンターに情報メディアセンター長をおく。

3 情報メディアセンターに関する規程は、別にこれを定める。

#### 第17章 地域・国際連携センター

第47条の2 本学に地域・国際連携センターをおく。

2 地域・国際連携センターに地域・国際連携センター長をおく。

3 地域・国際連携センターに関する規程は、別にこれを定める。

#### 第18章 日本語教育別科

第48条 本学に日本語教育別科（以下「別科」という。）をおく。

2 別科は、日本語の修得を目指す外国人に対し日本語を教授し、又、日本文化に関する理解を深めさせることを目的とする。

第49条 別科の学生定員は次のとおりとする。

入学定員 20名 収容定員20名

2 別科の修業年限は1年とする。

第50条 別科に入学できる者は、学校教育法第90条第1項に規定する入学資格を有する者とする。

2 別科の授業科目・単位数は、別表Ⅲのとおりとする。

3 別科の修了要件は、1年以上在学し30単位以上を取得するものとする。

第51条 別科の単位算定基準は第20条第3項による。

第52条 別科所定の課程修了の認定は、別科運営委員会及び教授会の議を経て学長が行う。

2 修了を認定された者には修了証書を授与する。

第53条 別科の入学検定料及び入学金・授業料の額は別表Ⅳに定める。

第54条 別科並びに別科規則等の制定及び改定は、教授会の議を経て学長が行う。

第55条 別科に別科長をおく。

2 別科における教育運営のために別科運営委員会をおく。別科運営委員会の議長は別科長とする。

3 別科運営委員会に関する規程は別に定める。

第56条 別科に関する下記の事項は、別科運営委員会及び教授会の議を経て学長が決定する。

- 一 授業、カリキュラム及び研究に関する事項
- 二 学生生活に関する事項
- 三 入学試験・入退学・休学・修了・学年末試験・賞罰等学生の身分に関する事項
- 四 その他別科に関する重要な事項

第57条 奈良佐保短期大学日本語教育別科に関する事項は、奈良佐保短期大学日本語教育別科規則に定める。

#### 第19章 賞罰

第58条 学長は、人物及び学業が優秀な者又は顕著な成果のあった者に対し、賞状を授与してこれを表彰することができる。

2 前項の表彰に際しては、奨学金又は記念品を授与することができる。

3 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

第59条 学則に違反し、又は大学の秩序を乱し、その他学生としての本分にもとる行為のあった者は、教授会の議を経て学長がこれを懲戒する。懲戒は戒告、停学及び除籍とする。

附 則

この学則は昭和40年4月1日から施行する。

附 則

この学則は昭和42年4月1日から施行する。

附 則

この学則は昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この学則は昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この学則は昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この学則は昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この学則は昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この学則は昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この学則は昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この学則は昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この学則は昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この学則は昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この学則は昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この学則は昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この学則は昭和61年4月1日から施行する。ただし、昭和61年度の収容定員は、第2条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

家政学科 家政専攻 150人  
初等教育学科 250人

附 則

- 1 この学則は昭和61年4月1日から施行する。
- 2 第2条及び前改正附則の規定にかかわらず、家政学科家政専攻の学生定員は、平成12年度までの間は次のとおりとする。

年 度 学科専攻	昭和61年度		昭和62年度～ 平成11年度		平成12年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
家政学科 家政専攻	人 200	人 250	人 200	人 400	人 100	人 300

附 則

この学則は昭和62年4月1日から施行する。

附 則

- 1 第2条、第28条、第53条及び別表Iの改正は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、昭和62年度末に在学する学生については、なお、従前の例による。
- 2 第2条の生活科学科生活科学専攻の学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

年 度 学科専攻	昭和63年度～ 平成11年度		平成12年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
生活科学科 生活科学専攻	人 200	人 400	人 100	人 300

附 則

この学則は平成2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成7年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成9年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成10年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は平成11年4月1日から施行する。
- 2 第2条に規定する生活科学科生活科学専攻の学生定員は、平成11年度及び平成12年度については、次のとおりとする。

年 度 学科専攻	平成11年度		平成12年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
生活科学科 生活科学専攻	人 140	人 340	人 40	人 180

- 3 別表Iに係る改正については、平成11年度入学者から適用するものとし、平成10年度末に在学する学生については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は平成12年4月1日から施行する。
- 2 別表Iに係る改正については、平成12年度入学者から適用するものとし、平成11年度末に在学する学生については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は平成13年4月1日から施行する。ただし、平成12年度以前の入学者については、なお、従前の例による。
- 2 第2条の規定にかかわらず、平成13年度の幼児教育科収容定員は、250人とする。

附 則

- 1 この学則は平成14年4月1日から施行する。ただし、平成13年度以前の入学者については、なお、従前の例による。
- 2 別表Iに係る改正については、平成14年度入学者から適用するものとし、平成13年度末に在学する学生については、なお、従前の例による。
- 3 第2条の規定にかかわらず、平成14年度の生活科学科生活科学専攻の収容定員は、40人とする。

附 則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、平成14年度以前の入学者については、なお、従前の例による。
- 2 別表Iに係る改正については、平成15年度入学者から適用するものとし、平成14年度末に在学する学生については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、平成15年度以前の入学者については、なお、従前の例による。
- 2 別表Iに係る改正については、平成16年度入学者から適用するものとし、平成15年度末に在学する学生については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、平成16年度以前の入学者については、なお、従前の例による。
- 2 前項の規定にかかわらず、別表Iに係る改正については、平成17年4月1日に在籍する学生から適用する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第22条に係る改正については、平成16年度入学者から適用し、平成15年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、平成17年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、平成19年度以前の入学者については、なお、従前の例による。
- 2 前項の規定にかかわらず、別表Iに係る改正については、平成20年4月1日に在籍する学生から適用する。
- 3 第2条に規定する学生定員は、平成20年度については次のとおりとする。

学 科	専 攻	入学定員	収容定員
生活科学科	生活福祉専攻	50	110
	食物栄養専攻	50	100
幼児教育科		130	230

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成20年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成21年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

2 第2条に規定する学生定員は、平成22年度については次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
生活未来科	100	200
地域こども学科	100	230

3 上記1の規定にかかわらず、別表I 専門教育科目（生活未来科）及び（幼児教育科）「ゼミナールⅠ」「ゼミナールⅡ」については平成22年4月1日に在籍する学生から適用する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、平成22年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成23年度以前の入学者については、なお、従前の例による。
- 2 前項の規定にかかわらず、別表I 基礎教養科目「健康生活論」については平成24年4月1日に在籍する学生から適用する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成24年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 本学は、平成26年4月1日から施行する。ただし、平成25年度以前の入学者については、なお、従前の例による。
- 2 前項の規定にかかわらず、第32条及び第34条に係る改正については、平成25年4月1日に在籍する学生から適用する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、平成25年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成26年度以前の入学者については、なお、従前の例による。
- 2 前項の規定にかかわらず、別表I 専門教育科目（生活未来科）「医療的ケアⅢ」及び別表V 日本語教育別科「日本語Ⅴa」「日本語Ⅴb」「日本語Ⅵa」「日本語Ⅵb」については、平成26年度入学者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成26年度以前の入学者については、なお、従前の例による。
- 2 前項の規定にかかわらず、第20条第6項に係る改正については、平成27年4月1日に在籍する学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成27年度以前の入学者については、なお、従前の例による。
- 2 前項の規定にかかわらず、別表Ⅰ基礎教養科目（生活未来科 地域こども学科）「情報概論」、専門教育科目（生活未来科）「ビジネス実務概論」については平成27年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成27年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、平成28年度以前の入学者については、なお、従前の例による。
- 2 前項の規定にかかわらず、別表Ⅰ専門教育科目（生活未来科）「オフィススタディ」「オフィス実務演習Ⅰ」「オフィス実務演習Ⅱ」「専門ゼミナール」については、平成28年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成29年度以前の入学者については、なお、従前の例による。
- 2 前項の規定にかかわらず、別表Ⅰ専門教育科目（生活未来科）「医薬と検査」「医療事務総論」「医療事務演習」については、平成29年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成30年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、平成31年度以前の入学生については、なお、従前の例による。
- 2 第2条に規定する学生定員は、令和2年度については次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
生活未来科	80	180
地域こども学科	100	200

- 3 上記1の規定にかかわらず、別表Ⅰ専門教育科目（生活未来科）「医療事務演習Ⅰ」「医療事務演習Ⅱ」「医療秘書実務」「医療秘書実務実習」「介護総論」については平成31年4月1日に在籍する学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和2年度以前の入学者については、な

お、従前の例による。